

「札幌市建築確認申請の手引き2018年版」の修正・改正項目（2025.4）

・：修正の新旧を表示 ●：修正の内容を説明

ページ	修正部分	修正前	修正後
表紙	表題	(字句追加)	(字句追加) ●最終改訂日を追加
目次 1ページ目 4ページ目	第1章 6(2)(3) 第2章第3節 8	(ページ数の変更) ・第1章 6(2)・・・・・・1-28 ・第1章 6(3)・・・・・・1-29 (説明の再編及びページの削除) ・第2章 第3節 3 建築基準法に該当する昇降機 ホームエレベーターの設置 ・第2章 第3節 8	(ページ数の変更) ・第1章 6(2)・・・・・・1-29 ・第1章 6(3)・・・・・・1-29-1 (説明の再編及びページの削除) ・第2章 第3節 3 昇降機の確認申請 ホームエレベーターの設置 (削除) ・第2章 第3節 8 (削除)
1-12	届出先	(届出先の変更)	●決定番号122の届出先を、(都)建築指導部安全推進課と政)地域計画課の両方へ修正 (地区により届出先が異なるため)
1-18	(1) (2)	(字句修正) ・建築確認課で浄化槽の審査 ・環境局 ・「法定期間とは～の期間、 この法定期間内に限り～することができる。」	(字句修正) ・建築確認課で審査 ・環 ・「※法定期間とは～の期間であり、 この期間内に限り～することができる。」
1-19	表の19	(法令の題名の変更) ・19 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (条項の変更) ・19 第11条第1項	(法令の題名の変更) ・19 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (条項の変更) ・19 第10条第1項
1-20	表の4	(項目の追加) (字句修正) ●28 北海道新幹線沿線	(項目の追加) ・4 市道(切り下げ) の追加 以降、番号の繰り下げ (字句修正) ●29 北海道新幹線沿線 所管の住所の文字切れを修正
1-21	表の2～8、 10	(字句修正) ・2～8 所管 保) 保健所環境衛生課 ・10 所管 保) 保健所生活環境課 (中) 大通西19丁目 WEST19) 電話 622-5182	(字句修正) ・2～8 所管 保) 保健所生活環境課 ・10 所管 保) ウェルネス推進部施設管理課 (中) 北2条西1丁目 ORE札幌ビル) 電話 211-3525
1-22	表の2～15	(項目の削除) (字句修正) ・11～12 所管 保) 保健所環境衛生課	(項目の削除) ・2 延べ面積が300㎡以上の建築物 を削除 以降、番号の繰り上げ (字句修正) ・10～11 所管 保) 保健所生活環境課
1-26	表	(字句修正) ・札幌市墓地等の経営の許可等に関する条例 届出先・協議先 保) 保健所生活環境課 622-5182 (中) 大通西19丁目 WEST19) ・札幌市旅館業施設指導要綱～札幌市特定建築物衛生指導要綱 届出先・協議先 保) 保健所環境衛生課	(字句修正) ・札幌市墓地等の経営の許可等に関する条例 届出先・協議先 保) ウェルネス推進部施設管理課 211-3525 (中) 北2条西1丁目 ORE札幌ビル) ・札幌市旅館業施設指導要綱～札幌市特定建築物衛生指導要綱 届出先・協議先 保) 保健所生活環境課
1-27～ 1-29-1	①の表	(説明の追加) ・①の表中、一号表2 適用される建築基準関係規定について、消防法、都市計画法～	(説明の追加) ・①の表中、一号表2 適用される建築基準関係規定について、建築物省エネ法、消防法、都市計 画法～ ●①の表に「北海道版 壁量等の基準 (令和7年施行) に対応した設計支援 ツール」の説明を追加 ●建築物省エネ法第10条第1項の規定の対象となる建築物について、確認済 証の交付を受ける場合の提出書類の説明を追加 以降の表において掲載ページのすれ
1-32、 1-33	本文及び表	(条項の変更) ・(5) 本文 法第6条第1項第4号 ・(5) 表 法第6条第1項第4号 ・(6) 本文 4号建築物	(条項の変更) ・(5) 本文 法第6条第1項第3号 ・(5) 表 法第6条第1項第3号 ・(6) 本文 3号建築物
1-35、 1-36	各図書に おける 明示事項	(表題の変更) ・(8) 建築計画概要書(第三面)作成に当たっての留意事項 (明示事項を説明する項目を変更) ・【付近見取図】、【配置図】 (注意書きの変更) ※地盤高の明示について簡潔に説明	(表題の変更) ・(8) 建築計画概要書作成に当たっての留意事項 (明示事項を説明する項目を変更) ・【第一面～第三面共通事項】、【第三面 付近見取図】、【第三面 配置 図】 ●共通する事項を1つにまとめ、その他付近見取図と配置図における留意事 項を記載するよう記載方法を変更した。 (注意書きの変更) ・「主に敷地の角の内外及び建築物の角部分の現況地盤高と計画地盤高を明 示してください。」
1-40	表の9	(条項の変更) ・第12号の表の左欄	(条項の変更) ・第13号の表の左欄
1-42～ 1-48	表	(号の追加)	(号の追加) ●建築基準法施行規則第3条の2に規定する軽微な変更の号が増えたことによ る追加 (追加された号は「第10号」。以降、番号の繰り下げ及び変更後の号 番号の反映)
1-53	(1)	(提出書類の追加)	(提出書類の追加) ・提出書類 確認済証の追加
1-53-1	ホームページ の案内	(様式データのホームページ掲載)	(様式データのホームページ掲載) ●更新した建築指導部ホームページのパンくずリストに合わせた案内の変更 及びアドレスの変更
1-68	表	(法律名の変更) ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (法令、法令等の変更) ・省エネ法11条 ・第11条① (内容の変更) ・特定建築物の建築主の基準適合義務	(法律名の変更) ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (法令、法令等の変更) ・省エネ法10条 ・第10条① (内容の変更) ・建築主の基準適合義務

2-4	表1-7 (屋外階段)	(備考欄の変更)	(備考欄の変更) ●商業地域及び近隣商業地域における隣地との離隔距離の説明を追加
2-11～ 2-20	本文1行目 及び表	(字句修正) ・建築物の防火避難規定の解説2016 (字句修正及び説明の追加) ・2-15 表5 種別 防煙区画における令第126条の2第1項ただし書第三号(階段等)の部分との区画 備考欄	(字句修正) ・建築物の防火避難規定の解説2023 ●各表について、建築物の防火避難規定の解説における掲載ページの修正 (字句修正及び説明の追加) ・2-15 表5 種別 防煙区画における令第126条の2第1項ただし書第三号(階段等)の部分との区画 備考欄 手引き2-48Pを参照
2-30	本文1行目	(字句修正) ・法第6条第1項第一号から第三号までの建築物	(字句修正) ・法第6条第1項第一号又は第二号の建築物
2-32～ 2-33	(1)	(説明の追加)	(説明の追加) ●ウの追加(仮使用部分とその他の部分との区画について、給水管等の貫通部分の措置を追加) 以降、2-33において掲載ページのずれ
2-46	タイトル 本文	(字句修正) ・平12建告第1436号第四号ニ(4) ・本規定の適用においては、以下の(1)～(4)に注意すること ・(2) 不燃性のものが望ましい。 ・(3) 出入口の戸の上部に50cm以上の防煙壁を設けるか、常時閉鎖式の不燃材料の戸が設けられた場合は、戸の上部の不燃材料の垂れ壁は、天井面から下方に30cm以上とすることが望ましい。 ・(4) 削除	(字句修正) ・平12建告第1436号第四号ハ(5) ・本規定の適用においては、以下の(1)～(4)に注意すること ・(2) 居室・避難経路に面する場合は、表面を不燃仕上げとした戸とし、かつ、常時閉鎖とすることが望ましい。 ・(3) 出入口の戸の上部に50cm以上の防煙壁は必要であるが、常時閉鎖式又は煙感知器連動の不燃材料の戸が設けられた場合は、戸の上部の不燃材料の垂れ壁は、天井面から下方に30cm以上とすることができる。
2-47	本文 表	(字句修正、表現の見直し) ・排煙部分と告示(平12建告第1436号第四号ニ)対応部分相互間の防煙区画については、排煙上の有効性を確保するために表のような構成とすること。 (表の更新)	(字句修正、表現の見直し) ・排煙設備(自然排煙・機械排煙)を設ける室と告示(平12建告第1436号第四号ハ)対応をする室との間の防煙区画については、排煙上の有効性を確保するため、下表の仕様とすること。 (表の更新) ●告示(平成12建告第1436号)の改正に伴う表の更新 ●前後のページ及び防火避難規定の解説2023及び建築設備設計・施工上の運用指針2024年度版との整合を図る見直し
2-48	(1)	(字句修正) ・30cm以上とすることが望ましい。	(字句修正) ・30cm以上とすることができる。
2-80-1	表	(項目の追加)	(項目の追加) ・緩10 平岸駅周辺地区 の追加
2-97～ 2-97-1	全体	(説明の変更)	(説明の変更) ●法改正及び条例改正に伴う解説の全面改訂
2-106～ 2-106-1	2-106 3行 目～6行目 2-106-1	(説明の追加、削除)	(説明の追加、削除) ●4号特例の廃止に伴い、2-106における4号特例の場合の説明を削除。 ●上記の説明の削除の代わりに、確認申請が必要となる昇降機について、2-106-1のページを新設して説明を追加。
2-107	5行目	(説明の変更) ・法第6条第1項第四号に掲げる建築物にホームエレベーターを設置する場合で、	(説明の変更) ・籠が住戸内のみを昇降するホームエレベーターを設置する場合で、
2-113～ 2-115	2-114 2-115	(ページの削除)	(ページの削除) ●建築物省エネ法に基づく届出の廃止に伴い、2-114及び2-115を削除。また、2-113の下部に2-114及び2-115のページが欠番である旨を表記
2-121-1	3行目	(説明の変更) ・屋根材メーカーの施工基準を確認できる資料を添付すること。	(説明の変更) ・下記の基準を満たしていることが確認できる屋根材メーカーによる資料(パンフレット等)を添付すること。
2-132	16行目	(字句修正) ・14m/h	(字句修正) ・14m/m・h
資-3～5	表	(表の更新)	(表の更新) ●建築士法の改正に伴い、設計者及び工事監理者の資格の更新